

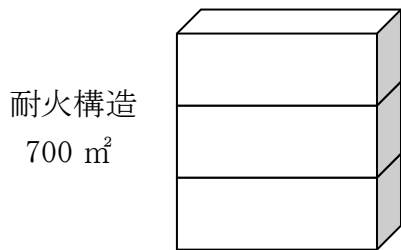
重大な消防法令違反の大半は、 無届による増築・接続、 または用途変更で発生しています！

【事前相談のお願い】

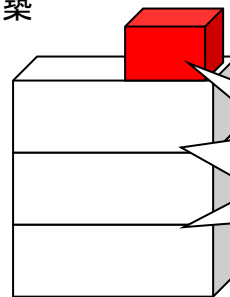
消防法令による消防用設備は、建物構造、面積、用途によって規制するため、倉庫等の増築、隣接建物との接続、または用途変更（新たなテナントの入店）により重大な違反対象物になる場合が大半を占めています。

重大な消防法令違反とならないよう、事前に消防局予防課、またはお近くの消防署にご相談ください。

【事例1】 倉庫が欲しいので、屋上に木造の倉庫を増築



耐火構造
700 m²
+
木造倉庫
10 m²

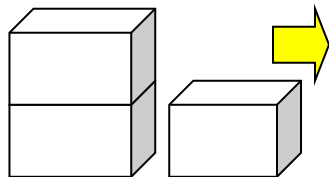


屋内消火栓
未設置・違反

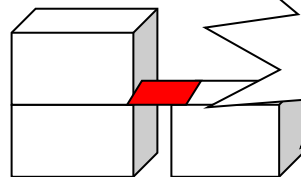
※ 耐火構造の要件が崩れたため、屋内消火栓設備が必要になった事例です。

【事例2】 雨に濡れるので木造の屋根（下屋）で接続

木造 200 m²
と
木造 100 m²



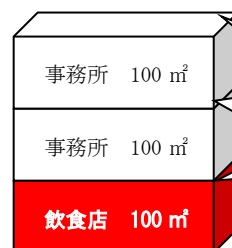
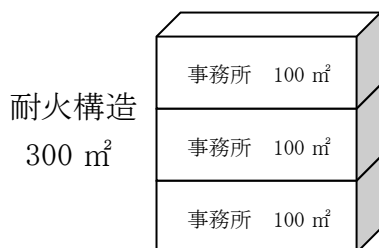
木造
300 m²



自動火災報知設備
未設置・違反

※ 面積が合算され、自動火災報知設備の設置基準面積を超えた事例です。

【事例3】 事務所から飲食店に用途変更



自動火災報知設備
未設置・違反

※ 不特定多数の方が利用する「テナント（飲食店）」が入店した事例です。

重大な消防法令違反を 解消する方法は？ (消防法令違反としないためには)

事例の消防法令違反を解消する方法は、次のいずれかになります。

① 増築等をした部分を撤去するか、新たなテナントの退去。

または

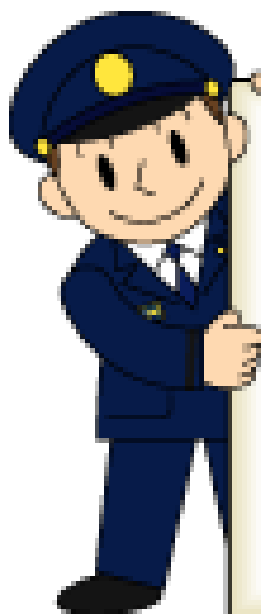
② 必要となる消防用設備等を設置する。

例えば、倉庫の増築に数十万円をかけ、さらに費用をかけて撤去するのか。新規契約で入店したテナントオーナーに違約金を支払って退去をお願いするのか。

若しくは、消防用設備等を新たに数十万円をかけて設置するのかといった議論になります。

いずれもお金がかかることですので、事前の相談をお願いします。

なお、重大な消防法令違反が解消されない場合は「違反对象物公表制度」により、建物の名称・住所、違反の内容を消防局ホームページで公表し、建物を利用する方が違反の状況を確認できるようにしています。



【相談先】

消防局予防課 TEL 046-821-6490

中央消防署 TEL 046-820-0119

北消防署 TEL 046-861-0119

南消防署 TEL 046-836-0119

三浦消防署 TEL 046-884-0119